

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則

天理市予算の執行権委任規則（昭和40年5月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表に定める」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、建設費に係る当該歳出予算の執行において、天理市事務処理規程（昭和40年1月天理市訓令甲第1号）第3条第26号から第28号まで及び第4条に該当するものについては、この限りでない。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。